

## 第1回大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議議事概要

### (開催要領)

- 1 と き 令和4(2022)年5月25日(水)  
午前10時～午前11時25分
- 2 ところ 大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室10(w e b会議併用)
- 3 出席委員(敬称略)  
会場出席  
曾我部 真裕  
若林 三奈  
  
オンライン出席  
伊藤 聡子  
岡田 健一  
佐伯 彰洋

### (議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 題  
インターネット上の人権侵害の解消について
- 3 閉 会

## (議事録要旨)

(事務局) それでは、議題に移らせていただきます。本会議につきましては、条例に基づく附属機関とは異なり、座長を置くことはいたしません。諮問・答申といったこともございません。設置要綱第3条第3項にございますように、「施策について幅広く意見を述べる」「意見交換を行う場」でございます。

(事務局) まず、本有識者会議の設置の経緯と趣旨について説明します。近年、SNSの普及等もあって、インターネット上には、誹謗中傷やプライバシーの侵害情報、ヘイトスピーチ、いわゆる同和地区の摘示などの人権侵害情報が多数アップされており、その対応は喫緊の課題となっています。こうした問題は、表現の自由との関係もあり、本来、国において統一的に対応すべきであり、発信者情報開示請求に係る非訟手続の創設や侮辱罪の法定刑の引上げに向けた取組が行われており、一定の効果が期待されています。ただ、人権侵害情報は依然としてネット上に溢れており、早期の削除を願う被害者にとって十分な状況にはなく、大阪府としても看過できない課題であると考えています。本府としては、国に対して当面の緊急的な措置としての方策を提案する一方、「発信者への対応」、「被害者への対応」、「人権侵害情報への対応」の3つの視点から、それぞれ対策を講じてきております。

こうした中、今年の2月定例府議会で、議員提出により「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が全会一致で可決成立し、この4月に施行されました。この条例につきましては本日の資料の最後につけさせていただいています。その条例の中で、附則のところですが、知事に対し、施行後1年を目途に実効性のある取組に向け検討を進めることが議会から求められました。こうしたこともあり、実効性の伴う新たな取組を模索するため、早急に有識者会議を立ち上げ、専門家の方々のご意見を伺うこととしたところです。なお、司会からもあったとおり、この有識者会議は附属機関ではないので、会議として統一的な見解をまとめる性格のものではなく、広く専門家の御意見を伺い、施策に反映させようとの趣旨です。委員の皆様には、今後、広域自治体である大阪府が具体的に取り組むべき施策メニューや、対象とする「誹謗中傷等」の判断をどうするかなどについて、それぞれのお立場から忌憚のない御意見や御指摘をいただきたいと思っております。

次に、本日記布しております資料の説明をさせていただきます。目次を御覧ください。資料は本編と参考編から作成しています。はじめに、「インターネット上の人権侵害の解消対策に関する検討の背景」とありますが、これについては、先ほど、この有識者会議の設置の経緯と趣旨について説明した際に触れたので

省略し、「検討の方向性」から説明させていただきます。3頁を御覧ください。現在、大阪府では、インターネット上の人権侵害情報に対し、「発信者への対応」、「被害者への対応」、「人権侵害情報への対応」の3つの視点から施策を行っています。具体的には、「発信者への対応」として、インターネットリテラシー向上を図るための府民への教育・啓発事業を実施、特に、SNS利用率の高い若い世代を対象とし、大学と連携した共同研究や著名人による講演会、学校等への出前講座、ホームページやリーフレットによる啓発等を行っています。「被害者への対応」としては、専門機関と連携して府に相談窓口を設置しているほか、市町村交付金により市町村の相談事業を支援し、担当職員の研修を行うなど相談体制の充実を図っています。ネット上の「人権侵害情報への対応」としては、いわゆる同和地区の摘示など明らかに差別を助長する書き込みについて、市町村等とも連携し、法務省人権擁護機関やプロバイダ等への削除要請を行っています。検討の方向性としては、これら3つの視点から行っていくものと考えています。続いて4頁になりますが、主な論点（案）2項目を挙げています。一つ目は、「具体的に、どのような施策メニューが考えられるか」ということです。先ほどお示しした3つの視点から、広域自治体である大阪府として、さらに実効性ある取組としてどのような施策が考えられるか。あわせて、表現の自由との関係や訴訟リスク、公平性、府民理解といった課題についてどのように考えるかということをございます。参考として見ていただきたい資料を一番最後の頁、14頁に付けています。これは、国や他の自治体における人権侵害の解消に向けた施策例で、本府の3つの視点に分類して記載しています。ただ、和歌山県の部落差別に関する発信者への説示・勧告や、長崎県の新型コロナに関する誹謗中傷への法的措置の弁護士費用等の助成など、制度は設けていても、活用実例がほとんどないといったものも含まれています。

また、先週5月19日、三重県議会、これも議会からの発案になりますが、新たな条例が可決・成立しております。この条例では、不当な差別の相談に対しまして、解決が期待できないときは、知事が助言、説示又はあっせんを行い、相手方が従わないときは勧告できる旨定め、来年4月に全面施行としています。ただ、助言、説示、あっせん、勧告の対象にはインターネットを通じて行われるか否かを問わず、プライバシー侵害や誹謗中傷は含まないこととされています。

4頁に戻って、論点（案）の二つ目は、「施策の対象となる誹謗中傷等の判断をどうするか」。実効性ある施策を実施しようとするれば、何が誹謗中傷に当たるかの判断が必要となりますが、その判断は非常に難しいものです。どのような方法により、施策の対象となる誹謗中傷等の判断を行うのか。例えば、司法や法務省人権擁護機関が違法性ありと判断したもののみを対象とするのか、専門家による第三者機関を府に設置して判断を仰ぐことはどうか、他に考えられる方法

はないか。また、施策の対象とする差別や誹謗中傷等はどのようなものとするか。例えば、極めて悪質な情報に絞り込むことや書込みの数・量によって絞り込むことはどうか。他に絞り込む方法はないかといったことをございます。

続く5頁には、今後のスケジュールを記載しています。経過の際にも説明したとおり、新たな施策を検討し、必要な措置を講じる条例上の期限が1年であることから、年末までに5回程度の会議を開会し、御意見をいただきたいと考えています。それぞれの会議の中で検討いただく内容は記載のとおりであります。あくまで目安であり、検討状況により、柔軟に進めていきたいと考えています。ただ、予算や組織変更を伴うものについては、早めに決めて準備を進める必要があることから、第3回で中間とりまとめができればと考えています。第2回の会議に「ヒアリングの実施」とありますが、これについては、本日の会議の最後にご相談させていただければと思います。年内で会議を終え最終とりまとめの後、順次、施策を行っていくこととしていますが、必要に応じて条例の制定・改正やさらなる国への提案等もあわせて行いたいと考えています。6頁以降は参考資料になりますが、6頁では、大阪府が設置している人権相談窓口における相談件数の傾向を示しています。インターネット上の人権侵害に関する相談件数については、増加傾向にありますが、令和3年度は減少しています。その内訳としては、プライバシー侵害が最も多く、次いで誹謗中傷となっています。具体的な相談内容は公開していませんが、プライバシー侵害については、写真や氏名など個人情報が出ているといった相談が大半を占めています。また、誹謗中傷については、多岐にわたりますが、SNS上での暴言や悪口、嫌がらせなどが多い状況です。なお、資料には記載していませんが、2020年の政府の統計によると、法務局管内別の人権相談の総件数は、東京法務局が最も多くて14,893件、次いで名古屋が僅差で続きますが、大阪法務局は7,935件と東京や名古屋の5割強にとどまっています。7頁には、本府と府内市町村で対応した差別事象対応件数を示しています。ここからは、インターネット上の差別事象が増加傾向にあり、内容としては、いわゆる同和地区の摘示が大半を占めていることがわかります。下の表は、本府から法務省・法務局やプロバイダ等に対する削除要請の状況を示しています。本府では、地区の摘示、賤称語や蔑称、侮辱的表現を用いた悪質な部落差別及びヘイトスピーチといった明らかに差別を助長するような差別的書込みに限って削除要請をしていますが、その数は劇的に増加しています。8頁は、昨年7月に知事から総務大臣、法務大臣に対して行った提案で、当面の緊急的な措置として、重大かつ深刻な被害を及ぼす人権上、極めて悪質な情報に絞り、実効性のある事後的対処方策として提案したものです。内容としては3項目あり、1つ目は、プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における損害賠償の免責で、法務省人権擁護機関が違法性ありと判断しプロバイダ等に削除要請を行

った場合には、発信者に生じた損害について、プロバイダ等の損害賠償責任が免責されるよう法改正を求めるものです。2つ目は、サイトブロッキングの実施で、人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングを実施できるよう事業者団体と協議し制度整備を求めるものです。3つ目は、人権救済機関としての第三者機関の設置で、提案1、2の実施に当たり人権侵害情報の適否の判断が必要になると思われることから、表現の自由の制限の在り方や具体的な対処方策について検討協議し、人権救済に結び付くことのできる独立性を有する第三者機関の設置を求めるものです。提案から1年近く経過していますが、現時点で国の方で具体的な動きはみられない状況です。9頁は重複するので説明は割愛させていただきます。10頁11頁は総務省における取組を記載しています。総務省では、発信者情報開示などプロバイダ責任制限法を中心とした制度整備を行っていますが、これは、権利侵害情報に関して、プロバイダ等が情報の削除を行った場合、行わなかった場合のそれぞれについて、プロバイダ等の損害賠償責任の免責要件を規定するとともに、自己の権利を侵害されたとする人にプロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる権利を規定しているものです。制度改正も行われており、令和2年、開示対象として電話番号を加え、弁護士照会を通じて電話会社から発信者の氏名や住所を取得できるようにしたほか、法律改正により、発信者情報の開示手続を容易にする非訟手続が創設され、法改正につきましては、この秋までに施行されることになっています。被害者からの相談については、違法・有害情報相談センターを設置し、具体的な削除要請の方法等をアドバイスしています。しかし、被害者が人権侵害情報の削除を求めても、費用と時間がかかる上、特定人を対象としていない人権侵害情報は、明確に規制する法律が無く、対処するのが困難であるのが実情です。12頁13頁は法務省における取組で、法務省・法務局では、インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付け、助言やプロバイダ等への削除要請を行っています。その審査には、裁判官からの出向者や検察官といった法曹資格者が必ず加わっているほか、関係法令や判例、学説等も調査して行われており、訴訟になったとしても違法性が認められると判断されたものに限り、削除要請がなされるとのことです。ただ、プロバイダ等に削除要請を行ったもののうち、全部又は一部の削除が確認されたのは70%程度であり、類型別ではリベンジポルノやプライバシー侵害が高い確率になっている反面、地区の摘示は50%超にとどまっています。国の人権擁護機関が削除に値すると認定して要請しているにも関わらず、削除されないケースが30%もあるということは大きな問題であると考えており、府としてはこれを何とかしたいとの思いを持っています。資料の説明は以上です。

本日は第1回の会議ですので、このあと、ただいま説明いたしました資料の4

ページに記載の「主な論点（案）」について御意見をいただいて一定論点を確定させ、その後、今後の議論の進め方を確認いただければと考えています。御意見をいただく前に、まず、ただいま説明いたしました資料全体について、不明な点、今後の議論に不足している点などあれば御発言いただきたいと思います。先生方と認識を共有したいという意味合いもありますのでどうぞよろしくお願い致します。

○曾我部委員 先ほどの説明の中で3ページの色付けされている枠内、啓発のところですが、若い世代に啓発をされていると先ほどおっしゃったのですが、これはどういった理由なのでしょう。

○事務局 SNSの利用率が、総務省とかで調べている中で一番高いと言われているのが若い世代、まずはその一番利用率の高い方のネットリテラシーの向上というのをまず考えてございます。今後のデジタル社会を担っていくということでございますし、若い世代で言いますと小中学生であればこれから初めてSNSに関わっていくということもあって、我々としてはまずSNSの利用の高い若い世代というふうに考えておりました。ただ一方で最近のニュース等々を見てみますと必ずしも若い世代の方がネットリテラシーが低くて、中高年の方がネットリテラシーが高いというわけではなく、いろんな年齢層の方がいらっしゃいますので、今後どういった世代の方に、どういったようなアプローチをしていくのかというのは課題かなというふうに考えています。

○曾我部委員 おっしゃる通り、SNS利用者の世代は幅広く高齢者も使っておられます。啓発していく中でも、若年層に限る必然性はないかなと思っており、ただその前提として、情報がないというところがあり、誹謗中傷の発信者の中でも多い層というのが、ある性別ですとか年代ですとか職業ですとか、そういう属性があるのかどうかですね、そういったところをわかる範囲で調査をするというのが重要ではないのかなというところとの関係で少しお伺いをさせていただきました。

○若林委員 私もその点で引っかかっていましたので、あわせて発言させていただきます。実際に例えば同和問題の摘示情報の発信であるとかあるいはヘイトスピーチの問題も、行為者について、一部では例えば中高年の男性が多いというようなことを指摘するようなデータもあったりするというふうに考えていますし、むしろ若い世代の方はその小中学校高校等の学校現場でいろいろ学ぶ機会もありますので、むしろ社会に出てそういった教育現場でSNSの使い方と

か利用とかインターネットリテラシーを学ぶ機会のなかった方が起こす問題というのもあるかと思えますので、若い世代というところに限定せずに、むしろそれ以外の方にもどういったアプローチができるのかというのを検討するのは大事なことかなと思いました。

○佐伯委員 この条例の対象者は、府民だけなのかということが気になってまして、インターネット上で発信する人は府民でない場合も考えられます。発信者がこういった情報を発信して大丈夫かという相談をしたいとなったとき、大阪府民でなくても相談に応じてくれるのか、そのことが気になっています。また、被害者も大阪府民ではない場合もあるかと思うので、その場合の支援も可能なのかということで、結局条例の対象者というのはどういうふう考えたらいいのかというのが少し気になっているところですが、この点、事務局のほうで検討したということはあるですか。

○事務局 この条例自体は議員提案で作っており、4月から施行ということで、今後この条例に基づいて、仕事をしていくということですが、大阪府の条例ですので、基本的には府民の方の、例えば相談でしたら府民の方から相談を受けると。府民の方が差別的な書き込みをしてどうしたらいいのだろう、もしくはそういったものを受けて、どうしたらいいのだろうっていうのは、基本的には府民の方からのご相談かなという風に考えています。

ただ、インターネットの非常に難しいところは、実際にそれを例えば被害に遭われた方が仮に府民とわかったとしても、発信される方が必ずしも府民の方ではないということもございまして、どういった形で今後相談を受けていくのかというのが課題であろうかなというふうに考えています。

○佐伯委員 了解しました。

○事務局 先ほど申しましたように、この主な論点案につきまして話を進めさせていただきたいと思えます。資料の4ページに記載しており、先ほど説明いたしました主な論点案2項目を、事務局案として挙げさせていただいているのですが、これにつきましてその妥当性といいますかその是非であったり、他にこんな論点が考えられるのではないかとといったことがございましたら、ご意見を頂戴したいと思います。

○曾我部委員 一つは先ほど申し上げた情報収集の必要性があるのかなと思ひまして、加害者で一定の特徴があるのか、被害者がどういう属性なのか、かな

か難しいところがありますが、分かる範囲でいろいろ調査をしていくということが大事かなと考えています。被害者に関していうと、なかなか相談窓口まで来られないというようなこともあるかもしれません。法務省の統計の法務局別の相談件数ですけれども、大阪の場合は人口に比して比較的相談件数が少ないように、ちょっと精査を要するのですけども、一見したところではそういう印象があるということもあって、まずその原因ですとか、名古屋が多いのは何か特殊な事情がある感じですが、東京とかその周辺と比較するとインターネット上の人権相談の件数が若干少ないような感じもするということもあり、そういう情報が必要なのかなというのが一つです。それに基づいて啓発とかに関しては、適切な体制を整えていくというところで、例えばこれ人権侵害そのものじゃないのですけど、飲食店での口コミで不当な内容が書かれて被害を受けているとかであれば、例えばその商工会議所なりそういうふうな付き合いのあるところで相談できるようにするとか、インターネット問題とか人権問題に関する窓口というふうに縛られずに、もうちょっと普段から身近な接点になるようなところで相談できるような形にしていくとか、あとは加害者側が高齢者とかであれば高齢者が接点のあるようなところ、日常的に接点があるところで、動画サイトとかで偏った情報見ていませんかみたいなチェックができるような試みや取り組みをするとか、そういう他の施策や接点の中で、この問題についても取り組みを進めるというような視点が大事なのかなと啓発等に関しては考えます。

それから、この論点案の2番目の問題は、これ啓発とか教育ではなくて個別の発言等に対するアプローチという括りの項目かと思うのですけれども、現状でもこういうものはたくさんあります。法務省もありますし、民間でも削除要請する機関というのがあって、それとの対比で、大阪府で仮に独自事業とするとしたときに何か優位性を確保できるかについては慎重に考えないといけないと思っ  
ていまして、大阪市ヘイトスピーチ審査会は独自の分野で活動しているので、他とは違う既存の機関とは違う独自性であるかと思えますけれども、なかなか大阪市の審査会も運営には様々な課題があり、独自にやるというのは、非常に慎重に考える必要があると考えています。ですからモニタリングするにしても、既存の機関に通報するというようなところであれば比較的軽い体制でできるのかなとは思っていますけども、独自に削除要請をしていくということになると、非常に慎重な手続きが要求され、難しさがあるように思います。他方で通常の誹謗中傷といっても非常に多様ですけど、法的に言うと名誉毀損とかプライバシーとか個人の権利侵害に関しては、基本的にはやっぱり個人の問題なので、自治体として支援していくということに限界があり、他方でそのヘイトスピーチであるとか、いわゆる同和地区の識別情報の摘示とか、そういったものは、より構造的な問題ということで自治体が取り組みやすい、取り組むにふさわしい度合いが



高まるというふうに思うところです。

とりわけ、そういった地区に関しては土地に紐づいているので、自治体の対応にふさわしい部分が多いのかなと思っており、現に大阪府の条例では興信所の規制とかをされていると承知していますが、何か規制をするということはひとまず検討の余地はあるかなと現状では思います。

ちょっと話が変わりますが大阪府の職員とか、議員とか、そういう人たちの不適切なネット上の発言とかそういったものに対して、どういう取り組みをされているのかをお伺いしたいのですが、例えば懲戒処分の基準にそういうものがあるのか、あるいは地方議員に関してはこの場での管轄から外れるかもしれませんが、独自に議会で倫理規範を作っているとか、そういった取り組みがあるのかなというところも、やっぱり社会のリーダー層がどうするか、社会に大きな影響を及ぼすわけですよね、そういうリーダー層の発言ってのは大きな影響力ありますので、俗に言う率先垂範的な話ではありますけれども、そういったところも、この人権局の管轄かどうかわかりませんがそういう細かい話とは別に重要な問題かなと思います。

○伊藤委員 啓発という部分で、まさに私もずっとそれは思っていたことなのですが、調査をしっかりとすべきだと思うのですが、今例えば一般的に報道されている部分とか、私が見た雑誌の情報ですけれども、加害者は7割が男性で、しかも年収が高い主任・課長クラス、という方々が非常に多いという分析がされています。そうすると、やはり啓発活動という、会社ごとの取り組みというのは非常に大きくなっていくのかなというふうに思います。

会社がインターネットなどによって誹謗中傷、会社自体がされるというリスクもあるのですが、社員がこういう誹謗中傷をすることによるリスクというのは会社にとっても非常に大きいものがあると思いますので、コンプライアンス教育の中でしっかりとそれに取り組んでいただければ、まず一番多い層だと思う会社の中管理職、そこでしっかりと教育していただくということを大阪府の方からも、しっかりと要請していくべきではないかなと。大阪府も独自に調査をした方がいいとは思いますが、一般的にはそう言われているので、そのようにした方がいいのかなというふうに思います。それから第三者機関もやっぱり設置していただくというのは非常に大きいかなというふうに思います。私も7、8年ぐらい前、中傷とかちょっとストーカーみたいな感じだったので、その時はどうしていいかわからずに警察に行っただけですが、警察の方でもインターネットの書き込み自体に「殺す」などの危害を加えるような表現がないと取り組めないというふうに言われて、頼んだのですがやっぱり開示をしてもらえなかったという経験があります。

やっぱりそのインターネットの誹謗中傷それから名誉毀損、こういうものは、人によっても感覚って違うと思うのですけれど、やはり追いつめられると、周りが思っているより本当に本人は深刻な状況まで追い詰められて死を選んでしまうということもありますので、そこはやっぱり独立した機関で早くその意見を吸い上げるような機関というのが必要かなと思います。悪質な情報に絞り込むのか、判断がすごく難しいのですけれども、書込みの数量によって絞り込むのかという議論の論点がここにもありましたけれど、やっぱりその本人の追い詰められる度合いですね、悪質な内容でなくても、私の場合は2年間、毎日毎日送られ続けて非常に参ったなっていうのを思ったのですが、ある程度、数というのを繰り返しやった場合には適用するとか、第三者機関の方からプロバイダに言って、プロバイダから判断して悪質だと思うものは開示をするということのスピードを速めていただく方がいいと思います。インターネットの世界って匿名がもう当たり前で、現実世界とは何か別で、自由に感情のままぶつけるのは当たり前というふうになっているのですけれど、明らかに現実社会で一体であるものですので、その部分は対面での侮辱と同じ扱いにできるようにするべきではないかと、一般ユーザーとしては思っているところです。

○若林委員 論点のところに関して質問ですけども、論点1の施策メニューについておそらく府民への教育啓発に関するところでの具体的な施策メニューにするかということだと思います。2番目のところはすごくボリュームがあるのですが、先ほどご指摘がありました、削除要請に関することだったと思いますが、検討の方向性もその前のページのところでは、削除要請に関しては、例えばプロバイダや法務省・法務局への削除要請を実施しているというようなことで、それ以外のことは具体的にあまり書かれていないということもあつたのですが、おそらくその誹謗中傷等の判断をどうするのかというのをここで議論をすることは、それを超える何かを考えておられるのだというふうに思いましたので、そこについて具体的にもう少し大阪府として考えられていることを明確に出していただいた方が、議論がしやすいかなと思いました。相談窓口の設置等については特に何か問題はないということですか。それに関わって大阪府の方で実施されればそれで良いということなんでしょうか。それともそれに関する何か議論しなければいけないというふうに思われている点がもしありましたらご教示いただければと思います。

○事務局 削除要請につきましては、今現在、いわゆる同和地区の摘示と、あとは実際に地区に住んでおられる方々とかに対する賤称語とか蔑称とかを用いた侮辱的な表現について削除要請をしています。

実際には地区の摘示につきましては、法務省からの通知に基づいて我々もやっているところです。ただそれ以外に、いわゆる誹謗中傷等につきましては、我々としては、それが誹謗中傷で名誉毀損にあたるのか、侮辱にあたるのかという判断がなかなか難しく、削除要請をしていないという状況です。我々としては、何かさらに一歩進んで削除要請なりを進めることはできないかと考えているところです。

○若林委員　ここで削除要請というかそういうプロバイダあるいは法務省に情報提供するというような形が要請されているので、別に大阪府がその行為者の方に直接削除要請をされているわけではないということですよ。

○事務局　そうです、もしくは例えばSNS事業者にはやっています。

○若林委員　実質的な判断はそちらでされていて、そこから行為者に対して削除要請をされているというそういう理解で。ここでその論点になるというのは、大阪府自身が行為者に対して削除要請をし、何かするようなことを考えておられるのかどうか。

○事務局　その一つ目の論点で、この発信者の対応っていうところの一つ目の我々が考えている課題であり、3ページの色つきのところです。発信者の対応で今は教育啓発だけをさせていただいています。それプラス、この矢印で①で書いているのですけれども、人権侵害の防止策、抑止策として、例えば先生が今おっしゃられたように発信者に対して、何かこう、警告とか勧告とか言うことは、例えばできるかできないかというのも一つの論点なのかなと考えています。

○若林委員　発信者の対応のところはその府民への教育啓発だけではなくて削除要請も含めて検討できるかどうかということも考えたいという、誹謗中傷との判断をどうするかということが論点として上がってくるということですか。

○事務局　発信者に対して削除要請なのか、勧告なのか警告なのかというアプローチの仕方はあるだろうと思うのですけれども、何らかその発信者に対して何かできないのかっていうのは問題意識としては持っています。

○佐伯委員　論点の1番目のところですが、発信者に対する勧告とか言われていますが、行政の役割として一体どういうことができるか、結構大事かなと思っていて、権利侵害であれば法務省の方に連絡して削除要請してくれるわけ

ですよね、権利侵害に至らない場合、こういった書き込みで非常に不快な思いをしているという場合に、行政に相談すると、行政が、わかりました発信者の方に勧告とかを出してみますね、みたいなそういったことができればそこまで踏み込んで行政がするっていうのは意味があることなのかなと。さらには例えば大阪府がネットを検索して、これは問題ある発信だから少しこれについては検討してみようみたいなことまでするのか。どこまでが行政の役割っていうのかを考えていくことは大事なのですが、一つは紛争を事前に防止するっていうような観点は結構大事かなと思っています。

○岡田委員 行政が行うことっていうのはどこまでなのかという部分があると思うのですが、いわゆる弁護士の方で、個人の方から相談を受けて対応できる範囲というのは、やはりその依頼者本人に対する直接的な人格権侵害ですとか、そういった個人に対する侵害に関して対応はできるんですけども、その方の属性ですね、民族ですとか、出身地、あるいは性別、国籍とかですね、そういったものに関する誹謗中傷、人権侵害的言動に対して、現状、人格権侵害を理由に裁判所に削除要請を求めたとしても、なかなか難しい部分っていうのが今の裁判所の判断の中ではあると思うのですね。今は啓発ですとか、府の方でやっておられるいわゆる同和地区の摘示に関するそれは削除した方がいいというその発信ですね、拡散を防止するような要請だとか、そういったことは継続していただく必要があるのかなと。この資料の中で府の方で把握している様々な相談件数というのも、やはりちょっと少ないという風に思っていて、もう本当に誹謗中傷に関わらずインターネット上のことで悩んでいる方はかなり多いと思うのですね。その相談窓口といいますか、行政そのものが、いわゆる個別的侵害に対して直接対応するというのはなかなか難しいと思うのですけれど、例えば弁護士会とか法テラスですとか、そういった関係各所に繋げるということなんかもできるかなと思います。消費者被害に関して例えば消費生活センターというのが、大阪府ですとか各市町村に設けられており、とりあえず今消費者にとって何かそういう不安があれば、とりあえず消費者センターに相談しようっていうような、それは消費者教育の賜物だと思いますが、そういった発想というのは結構染みついていてと思うのですね。だから件数は全体として把握できてないけれども、府ないし、国の国民生活センターを通じて、どういった存在が多いのかということなんかも必ずきちんと統計としておられると。大阪府独自としてもそういった機関をきちんと設けるといことなのかな、それとも相談の電話番号とかをきちんと設けてですね、それを様々なところに、要するに周知することによって、相談件数をある程度確保した上で、適切な例えばこれはそういう相談機関を紹介するとか、あるいは人種民族とか、あるいは性別・出身地とかですね、そうい

う地区だとか、そういったものに関する相談というのがある程度明らかになってくればそれはそれで適切に発信者ないしプロバイダ等の事業者に対して、拡散防止を避けたいというような要請を行うとか、そういったアプローチというのが行政の役割として大きいのではないかなと思っています。あとはいわゆるネットリテラシーの教育ということもありましたけれども、府立高校とか、あるいは教育庁の方にいろいろそういう要請とかもできるのであれば、学校教育の中でネットリテラシーということ、年齢に応じて身につけていくと、あるいは府内の事業者に対してですね、パンフレットを配布するとかっていうことを通じて、事業所単位で、いわゆる従業員に対する教育とかっていうこととかでもしていただくとというようなことっていうのも、行政としての役割としてはそこなのかなというふうにはちょっと思いました。

○曾我部委員 今のご発言に賛同するのですが、それはそれとして、この削除要請の話についてちょっと補足を申し上げたいと思うのですが、今まで法務省でもやられていますし、民間でもインターネットホットラインセンターとかセーフティーインターネット協会とか、そういったところで削除要請されていて、そこでの基本的な考え方っていうのは、削除要請はもちろん強制力がないので、別に違法なものに限る必要は厳密に言うとないかもしれないわけですが、ただ、今までの考え方としては公的な性格を有するところが削除要請する場合は、基本的には違法な情報に限ると、ただ例外的にいわゆる有害情報ですね、違法とまでは言えないけれども、違法なものの周辺的な情報であるとか、あるいは違法ではないけれどもきわめて悪質な情報に限っているのが実情です。その考え方からすると、大阪府が削除要請するということにおいても、そういう考え方に則するというのが基本だろうと思うわけです。そうしますと違法ではないものについて、予防的に介入するというようなことは、そういう考え方から外れることとなりますので、そういうことをされる場合にはそれなりの理由が求められるということになるかなとは思っています。かつ、その場合には、独自に明確な基準とそれを判断するための体制が求められる、大阪市ヘイトスピーチ審査会はまさにそういうことをやっていて、ヘイトスピーチは現状法律では違法とまではされていないわけですが、条例でヘイトスピーチの定義をおき、かつ第三者機関を置いて判断をして削除要請作業をしているというところですので、ここで書いてある誹謗中傷の定義を独自のものとしてやられるということであれば、そういうような見込みが求められると思います。

○事務局 ありがとうございます。先生から削除要請の話が出まして我々としても削除要請をどうしていくかということがあるので、違法ではな

い部分かつ有害な部分っていうのを我々として何かアプローチしていこうということを考えているのですけれども、その有害情報を、どこまでできるのかというの、何かご意見等いただきましたらと思うのですけれども、違法性、確実にこれはもう名誉棄損であるとかプライバシーの侵害であるというものは我々としても、何かしらのアプローチはしやすいかなと思います。例えば、もう一つはヘイトスピーチとか同和問題であるとかも、その対象がある程度明確なものっていうのも、ある程度アプローチの仕方があると思うのですけれども、いわゆる単なる誹謗中傷に対して、我々が例えば削除要請する、あくまで特定の個人とか団体ですので、行政がどこまでそのアプローチしていくのかっていうのは問題あるかと思うのですけれども、そういったところに我々としてその削除要請をしていけるのかどうかっていうのはどのようにお考えいただけますでしょうか。

○伊藤委員 まずはやっぱり先ほど申し上げようように被害にあわれた人の気持ちに寄り添うことは一番大事なのかなと思うのですね。これ人によって本当に感覚が違うので、なんとも言えないのですけれども、本当に些細な事って、第三者、全く関係のない人が「そのぐらいのことで」と思うようなことでも回数が繰り返される、あるいはそれがもとでそこからリツイートみたいな形で拡散されていってしまうと、それがあたかも事実になってしまう。それはやっぱり社会生活においてかなり著しく名誉が毀損されたとか、それから社会生活とか生きていくに当たって非常に大きな損害を被ってしまうというようなことがあると思うのですね。当事者間でこの人にこういうことを言われた、私は苦しんだということにとどまらず、それが拡散されて、あたかも事実になっていくというような、そういう傾向が見られた時点でやっぱりそれは非常に不安になると思うし、大きな影響があるという風に考えられるので、そこをまず一つ何か手がかりにできないのかなという気がしております。

○岡田委員 行政の方で、いわゆる削除要請をしていくということについては、それはできると思うんですね。発信者が特定できる場合には、そういうものに対して、こういうのは要するに人権的に問題があるので、情報の発信を差し控えるべきだということは言えると思うんですけども、行政というのは公権力の主体でもありますので、表現の自由との関係でいうと、やはりその侵害を受けている個人がですね、自らの人格権に基づいて削除を求めるところとはちょっとやっぱり、慎重にやらないといけないっていう部分は出てくるのかなと思っています。あと、現在のプロバイダー責任制限法のいわゆるプロバイダー側の損害賠償の免責に関するところの問題があって、一つは削除といいますか、侵

害情報の発信を止めた場合ですね、明白にそういう侵害情報であった場合に止めるという場合には、侵害情報だということを信じるにつき相当な理由がプロバイダ側にあった場合は、情報流通を止めてもプロバイダ側は損害賠償から免責されると。もう一点は現実に自己が侵害を受けているというものからの申し出があって、そういった情報が来ていますよということを発信者に通知して7日間ぐらい回答がなかったら、「削除してもらったら困る」という回答がなかった場合に、削除しても免責されるというたてつけになっています。そこで問題なのは、いわゆる免責の要件として、現に侵害を受けている者からの削除要請の場合だけしか、こういう要請が来ているので消してもいいですかというふうに発信者の方に連絡をして、7日間返事がなかったから消した場合に、損害賠償の免責を受けられるという規定は、現に侵害を受けている者からの申し出があった場合に限定されているところがあってですね、行政側からこういう要請があった場合に、プロバイダとしてはその免責条項を使えないなというようなところがちょっとあるのかもしれないなと思いました。ちょっとそこは法改正の問題なのか、何かおそらく表現の自由との関係もあってなかなか法律でその辺を規定するのが難しい部分もあるのかもしれないのですが、ちょっとそこが気になっています。

○曾我部委員 今の発言とも関係するのですが、基本的なスタンスとして、通常の名誉毀損、侮辱、名誉感情侵害、などに関して府がどういうスタンスを取るのかっていうのは明確にされた方がいいと思うのですね。これは冒頭申し上げたことでもありますけれども、これは純粹に個人の権利侵害ですので、基本的な個人の問題であるということですよ。これに対して先ほどと同じですけど、ヘイトスピーチとか地区の識別情報などに関しては、ちょっと性質は違うということだと思います。この区別は少なくとも法律家にとって重要で、仮にそのラインを踏み越えるのであれば、明確な理由が必要かなと思います。そういう前提で申し上げると、個人の権利侵害に関してはご本人が対応するというのが基本であって、他者ができることはその支援であるということかなと思います。法律もまさに、先ほどお話のあったプロバイダ責任法のたてつけもまさにそういう前提でできていて、本人から言うてくるのが前提なわけですね。セーフティーインターネット協会がやられている誹謗中傷ホットラインがありますが、それもその本人から言うてこないといけないことでもありますので、本人の頭越しに府が何かするという事は、先ほど来、申し上げている基本線からするとかなり逸脱するものであるのです、それなりに強い理由があるのじゃないかと思います。ですので、個人の権利侵害に関しては個人が支援を求めたときに何かサポートするとかですね、そういう方向での議論がひとまずは適切ではないかなと思うと

ころですね。それとは別に個人の人格権侵害などに関しては、やっぱり自治体としてどこまでできるのかっていうところですね、大阪府民の相談に応じてサポートするというだけではまだあると思うのですけども、物理的な問題があるので、そこも重要な問題としてあるのかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。その府民に対する支援の仕方として例えば個人の方が、我々に何か相談があったとき、弁護士会につなぐとか、法テラスにつなぐとか、これは実際我々も今やっているところでございます。それ以上の支援、法的措置、裁判を起こすときに、例えば大阪市のヘイトスピーチのときに問題になりましたのが、裁判費用を一部負担するというような議論、結局それはなくなっただけですけども、そういったアプローチとかあると思うのですけれども、もちろん個人を通り越して何かやろうというのは、実際我々も考えてはいたのですけれども、相談に来られたときに、今でしたら何か弁護士さんに繋ぐとか法務省に繋ぐとかいう繋ぎをやっているのが主なのですけれども、もう一步越えて、何か大阪府でできるようなアプローチの仕方はないのかなというのは、どうでしょうか。

○曾我部委員 それに若干似ているのは犯罪被害者支援ですよね、誹謗中傷っていうのは、一部は名誉毀損罪ですので犯罪被害者であるとも言えるべきですけども、ただ現状の犯罪被害者支援条例の定義からいうとちょっと少し外れるのだらうと思うので、そこを拡張するかどうかっていうことはあるのかなと思うのですけれども、いずれにしてもそういう大枠に位置づける必要があって、いろんな被害を受けている人は世の中にいっぱいあるので、なぜ誹謗中傷被害だけ特別に支援するのかっていうことの説明が求められるのではないかなと思いますけれども。それで犯罪被害者支援の枠内で位置づけることができればその問題は一定解消するだらうと思うのですけども、ただそれはそれでいろんな課題かなと思います。申し上げられることとしては、そういう方向性があるのかなと思いました。

○岡田委員 私も消費者の話で申し訳ないのですけども、先ほど消費生活センターの話もさせていただいたと思うのですが、その個別的な相談というところも消費者被害の場合も結構重なると思うのですが、センターがしているのは基本的には事業者に対する行政指導等、話を聞いてその紛争の直接の代理とかをしてないと思うのですね。そういう相談が来ているけれども、これは消費者法の場合には様々な方法があるので、これは不適切ではないかとか、あるいは特定商取引法ですとか、消費者契約法の観点から疑問があると思いますが、是正され



る意向はありますかと、自発的な事業者側への投げかけというのが、消費者行政が担っている役割かなと、やはり紛争化してしまうと、事業者側が任意には応じませんという態度を示されるとなると、最後は弁護士が入るのか、本人がするのはともかくとして、個人対事業者というような個人の権利行使、権利回復というところが、やっぱりその個人の方が、弁護士等に相談してやっているというのが実情かなと思っております。行政の役割、基本できることというのは、指導とか啓発によることによる被害の拡大を防ぐということと、被害を予防するというのが主なのかな、実際に発生した後の、その回復というところの役割というのはなかなか強制的なことができないので、要請指導というところに留まるというのが限界かなと思います。主にその事業者というのはSNSとかの場合は、府内の中小企業がやっているというのがあまりなくて、むしろ国というレベルでもなくて、今は大手事業者が中心、あるいは、海外の運営者がいるというふうになっている掲示板群があると。そこが基本的には中心で、その場合は発信者そのものがなかなか特定できない、匿名で特定できなくて、事業者もなかなか大きくて、任意の削除要請には簡単には応じてもらえないというちょっと悩ましい部分も我々仕事をする中で感じている部分があってですね、どこまでその事業者との密な、こういうものに関しては人権問題だからという話をどこまで聞いてもらえるのかなというところがちょっと悩ましい問題ではあるのですが取り組んでいくという意味でいえば必要なかなとは考えています。

○伊藤委員 今のお話に関連して、確かに海外に本社があるような事業者が相手となると、これはやっぱり国としてどうするのかっていう話だと思うんですけども、それぞれが日本に相談窓口みたいなものがしっかりあるのかどうか、無い場合には国としてそれが日本にない場合は事業活動として許可しないというぐらいの対応を企業に求めたいなというところが一消費者としてはありまして、そういうところを大阪府から国に対して働きかけをしていくっていうのも一つの方策なのかなというふうに思いました。

○事務局 今いただいたご意見について、法改正であったり、国において対応していただくべきものにつきましては、そういったケースなのであれば、引き続き国の方に提案というのをやっていきたいと思っております。

今までいただきました意見の中で特定の個人・団体という対象と、ヘイトと同和問題というその大きな対象と、一応そこも次回に向けて一旦整理をさせていただきまして、それぞれその対象についてどういったアプローチができるのか、それは啓発であったり相談であったりということもあろうかと思うのですけれども、その今ご意見をいただいた中で整理をしていきたいなというふうに感

じました。先ほど委員からいただきました一点ちょっとお返ししてなかったのですけれども、職員に対する研修の部分でございます。ちょっと今手元にございませんで、インターネットの書き込みに対してどういった研修しているというのはちょっと今すぐお答えできないのですけれども、いずれにしても、何らかの形で職員がインターネット上で誹謗中傷するというようなことがあれば、もちろん公務員としてのその信用失墜行為というところに当たろうと思いますので、何らかの処分なり注意なりというのはあろうかというふうに考えてございます。

○曾我部委員 処分基準にもその点が明記されているのでしょうか。

○事務局 今手元にございませんで、確認させていただきます。

○事務局 この論点を議論するとき、その対象は委員おっしゃる通り違法性のあるもの、それから有害なもの、それから単なる一言いいただけのもの、いろいろあるのだらうと思います。それによってアプローチもまた違ってくると思いますので、そこはやっぱり一定整理をしていかないと。何をしたらいいですかと聞いて、その対象をある程度整理した上で、こういう違法性のあるものについて、しないといけないこういうものがある。有害なものにはもっとうるところまでできるんじゃないか。あるいはそれ以外のものは当事者でやるものについてどういうサポートができるのか。あるいは啓発のところ対象のところおっしゃったように、若者だけではなくどういうところにアプローチが、どういう施策があるかということ等整理をしないと全体として聞くとなかなか論点が広がってしまうんじゃないかなと思いましたが、その整理をさせていただいて、次回議論するときも、まず違法性のあるところ、足りないところはどこ、どういう方法があるのかという形でちょっと整理をしていかないとだめなのかなと思いましたが。

○事務局 事務局で整理をしまして、次回の第2回の会議にはお示しできるようにさせていただきたいと考えます。あわせて先ほど説明の際に申し上げました次回なんですけれども、第2回にはヒアリングの実施というのを計画してございます。ヒアリングなんですけれども、有識者のこの会議の議論と並行いたしまして、インターネット上の人権侵害につきまして、例えば被害に遭われた方、インターネット関係事業者、またはインターネットに詳しいオピニオンリーダー、そういった方をゲストスピーカーとして会議にお招きしましてお話を伺えたらと思っております。人選・日程につきましてはこれからではございますが、可能

であれば2名ないし3名の方をお願いすることとし、次回または第3回の会議で行いたいと思っております。

このことにつきまして、候補者につきまして何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。もしあればこの会議終わってからも結構ですので、事務局の方にお申し出いただければと思います。その上で候補者の方のご都合もございます。具体的な人選や実施時期につきましては、事務局の方にご一任いただくことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。内定しましたら、あらかじめ先生がたにはお知らせいたします。本日ご意見いただく事項につきましては以上の通りです。委員の皆様から何かお気づきの点などございましたら、メールでも結構ですし、後日会議が終わってから頂ければと思います。本日はありがとうございます。

— 以 上 —